

入居申込時確認同意書

1、 利用契約の目的

この契約は利用者が住居を目的とする契約とします。

2、 利用期間

- ① 利用期間(1週間＝6泊7日・1ヶ月＝利用開始から翌月の同日)は上記の通し利用終了日以後の継続利用は同物件の予約状況を確認の上、延長の申込みをするものとします。
- ② 利用開始日の利用時間はPM3：00からとし、利用終了日はAM11：00までとします。
- ③ 契約期間満了前の途中解約は、契約終了予定日の14日前までに通知するものとします。なお、利用期間30日未満の途中解約はできません。

3、 違約金・損害賠償

次の各号の掲げる行為が発生した場合、利用者の負担にて違約・賠償するものとします。

- ① 利用者が予約を利用開始日前に解除した場合利用申込金は、違約金として返還されないこととします。
- ② 利用物件の鍵を紛失した場合鍵の交換費用を利用契約者が負担することとします。
- ③ 利用室内の壁・床・建具・ガラスその他付帯する設備を利用者の原因により破損・汚損・毀損・故障等が発生した場合、修繕・修理費用は利用契約者の実費負担とします。
- ④ 利用施設の提供者は利用物件内での盗難その他、利用者の損害について賠償責任を負わないものとします。
- ⑤ 利用人数を偽り利用した場合は本来追加人数の料金の賠償を違約金として支払うものとします。

4、 申込金・利用料金

利用料金は、請求書記載の金額を指定の期日までに全額支払うものとします。但し、利用期間が60日を超える場合は、申込金としてご利用開始の2日前までに30日分を支払い、その後当社指定日までに残金を支払うものとします。

5、 利用物件の使用上の注意事項

利用者は部屋の保全・衛生・防音・火災予防・風紀上に注意し近隣に迷惑を掛けないよう下記の事項を遵守するものとします。

- ① 部屋で集会・談笑・楽器・麻雀などによる騒音を発する行為、また覗き見等の不法行為を禁止とします。
- ② ゴミの処理・室内の掃除は利用者が責任を持って行きゴミなどは指定日を守り行うこととします。
- ③ 全物件ペット不可となっております。入居中にペットの飼育等を確認した場合には、契約期間満了前でも、直ちにお部屋を明け渡し、違約金として14日分の料金(賃料+光熱費)及び、別途クリーニング代実費をお支払い頂きます。

6、 管理会社に対する届出

利用者は次の各号に該当するときは、直ちにその旨を福岡中央リビング株式会社へ届け出なければなりません。

- ① 部屋の利用期間の変更をするとき。
- ② 利用者の連絡先が変更になったとき。
- ③ 契約期間中に利用しなくなったとき。

7、 転貸などの禁止

利用者は契約時に記載された利用資格者の一部若しくは全部を譲渡・転貸・貸与することは出来ません。

8、 利用契約の消滅

利用物件が天災地変・水害・火災又は老朽等により損壊若しくは利用が不可能となった場合、本契約は消滅するものとします。

9、 契約違反

利用者は次の各号に該当するときは即時契約を解除し残置した利用者の動産は利用者が放棄したものとみなし福岡中央リビング株式会社が処分できるものとします。また利用者は名目の如何を問わず損害賠償を行わない事とします。

- ① 利用料・延滞料金及びその他必要費を遅滞したとき。
- ② 利用者が利用期間終了後に物件内に居住・動産の放置が有る場合。
- ③ 利用物件を居住の目的以外に利用した場合。
- ④ 利用者が破産・倒産及びそれに準ずる場合契約は解除となります。
- ⑤ 共同生活の秩序を乱す行為または近隣住民に迷惑を掛ける行為をしたとき。

10、 明渡し

利用者は利用期間の終了日までに搬入した荷物の全部を搬出完了し鍵を返還したことを明渡しとします。万一明渡しを延長し福岡中央リビング株式会社若しくは他の利用希望者が損害を蒙った場合、利用者が賠償の責任を負うものとします。

11、 暴力団体などの制限

利用者が暴力団の組事務所として使用したとき若しくは一見暴力団関係者として認められるような服装や態度で近隣住民に不安を抱かせるような行為をしたときは催告なく直ちに利用を停止し福岡中央リビング株式会社は本物件の明渡しを請求できるものとし、利用者はこの請求に応じなければならぬものとします。

12、 立ち入り

利用物件の維持管理又は修繕の必要がある場合には、福岡中央リビング株式会社は室内に立ち入り必要な処置を執ることが出来ることとします。この場合原則として利用者の承諾をとるものとします。但し緊急を要する場合はこの限りではありません。

13、 利用停止・利用制限

利用者は次の各号に該当する場合、利用の制限・停止をする場合が有りますので予め了解するものとします。

- ① 利用物件の所有者及び管理者の変更、物件の譲渡などにより利用物件の提供が出来なくなった場合。
- ② 当該利用中の物件が天災地変その他理由により利用不可能となった場合。

14、 インターネット申込時の注意事項

- ① インターネット利用の申込時に、接続機器を破損等した際の修理費無料保証制度にご加入頂きます。
- ② 保証対象外となる故障・破損、機器の紛失等が発生した際には、全額お申込者様実費負担にて修理または弁償して頂きます。
- ③ 利用中の端末不具合に関しては交換対応となり、代替機到着までの期間に対する返金等は一切行わないものとします。

15、 合意管轄裁判所

利用者は本利用契約について紛争が生じた場合は利用物件の所在地にかかわらず福岡中央リビング株式会社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とする事を同意するものとします。

福岡中央リビング株式会社

上記を受諾し、申し込みを致します。

平成 年 月 日

氏名

